

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、『社会の進歩発展に貢献する事で、同志の心物両面の豊かさを追求する』を経営理念としております。

■市場を開拓・創造する強い意思と誠実かつ公平正大な事業展開により、社会の進歩発展に貢献します。

■同志とは、信じあえる高潔な役職員、お客様、及びお取引いただいている事業関連者を指します。

■当社役員は、豊かな心、真の問題解決力、高い専門性を発揮し、お客様と価値の交換を行う事により、心物両面の豊かさを追求します。この経営理念に基づいて当社グループは、日本の決済プロセスのインフラとなり、消費者と事業者にとって安全で便利な決済の実現に貢献することを使命と考え、以下を基本方針として事業を推進しております。

・時流への適応

先進性: 製品の技術的優位性の確保に努めます。

柔軟性: 成長市場でのスピード感のある提案活動を実践します。

・存在価値の確立

独自性: お客様視点のサービスを通じて存在意義の確保に努めます。

収益性: 収益性向上の追求により競合他社を圧倒し業界での地位を揺るぎないものといたします。

自主性・教育: 自己完結度の高いビジネスマンを目指し、成果、姿勢、マインド全ての面で見本となります。

・利益の条件の追求

社会性: 健全なビジネスに徹し、多様な決済手段における未開拓市場を積極的に開拓し続けます。

合理性: 経済合理性を常に念頭に置き公平な立場で経営判断を迅速に下していきます。

・株主への責務

資本効率を意識し株主価値の向上に努めます。積極的なIR活動を行い、株主及び投資家の皆様向けに適宜、適切な情報提供を行います。

上記の方針に基づき当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性及び適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。この目的を実現するためにも、株主や投資家の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じてより透明性のある経営を行っていく所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用】

当社は、既に株主総会においてインターネットによる議決権行使を認めておりますが、議決権電子行使プラットフォームは利用しておりません。今後の株主構成等の状況を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの導入について検討してまいります。

また、当社は招集ご通知(要約)の英訳を実施しており、平成28年12月定時株主総会招集ご通知(要約)の英訳は当社ホームページに掲載しております。

(<https://corp.gmo-pg.com/en/ir/library/shareholders-meeting/>)

#### 【原則3-1 (5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、本報告書の【2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況】1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】をご参照ください。

その他の取締役候補者及び監査役候補者の選任理由につきましては、平成28年12月開催の定時株主総会から、定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

#### 【補充原則4-1-2 中期経営計画】【原則5-2 収益力・資本効率等に関する目標】

当社は、変化の激しいインターネット業界に属しているため、中期経営計画の策定に工数をかけたとしても、その有用性には限界があること、また、仮に中期経営計画を策定したとしても、その数値目標の公表により株主・投資家をかえってミスリードする可能性が高いと考えるため、中期経営計画の策定・公表を行っておりません。

一方、当社グループでは、各取締役の管掌部署を明確にし、毎期部署毎に目標設定を行い、毎月当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を通して目標の達成のレビュー及び結果をフィードバックすることにより、適切な業務遂行を行っております。

#### 【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりません。しかし、当社グループは、GMOインターネットグループスピリットベンチャー宣言(以下、「スピリットベンチャー宣言」といいます。)の原理原則に基づいた一定のルールと仕組みの下で、経営理念及び経営戦略を踏まえた自走式の会社経営及びグループ経営を推進しております。取締役会は、そのための考え方を議論した上で、文書化し、継承しており、これにより、最高経営責任者等の承継に関する取締役会の役割・責務を果たしていると考えておりますが、最高経営責任者等の後継者計画についての監督を行う体制につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、機関設計につきましては、現在、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の機関設計についての考え方は、独立社外取締役の構成比率(【原則4-8】)についての考え方とも強く関係することから、引き続き検討を行ってまいります。

これらの検討結果を踏まえて、独立社外取締役について、情報交換・認識共有の方法(【補充原則4-8-1】)、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備(【補充原則4-8-2】)、独立性判断基準の策定・開示(【原則4-9】)、特に重要な事項に関する検討に当たっての適切な関与・助言の方法(【補充原則4-10-1】)につきましても、検討を行ってまいります。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、監査役会が中心となり、不定期ながら適時に取締役会の実効性についての分析・評価を実施し、取締役会の機能の向上に努めておりますが、分析・評価の結果の概要の開示につきましては、今後、開示方法を検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として、上場株式を保有しております。政策保有の基本方針は、中長期的に投資対象会社との業務提携等を通じて既存事業成長、事業創出により当社の事業におけるシナジー効果が期待されることであります。担当部門が主体となり投資候補企業を選定し、併せて、他部署と定期的に投資候補企業の情報を収集し、担当取締役は報告、協議を行い具体的な投資検討を行っております。当該検討結果に基づく全ての投資に関して取締役会が意思決定を行います。

また、政策保有株式の議決権の行使につきましては、発行会社の企業価値の向上に有益な議案であるかどうか、また株主である当社への影響などを総合的に判断し行使いたします。議案の内容によっては、発行会社との協議を行い双方において納得度の高い判断をいたします。

### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との間の取引（「関連当事者間取引」）は、会社及び株主共同の利益を害することがないよう第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを複数の社外取締役を含む取締役会において審議した上の承認事項としており、関連当事者取引につきましては有価証券報告書の事業等のリスクなどで開示しております。

取締役会において関連当事者間取引の承認決議を行う場合、当該取引に関連する取締役は特別利害関係人として決議に参加せず、定足数にも含まれておりません。また、関連当事者間取引の監督につきましては、今後、取組内容を開示してまいります。

### 【原則3-1 情報開示の充実】

#### (1) 経営理念等

当社の経営理念等につきましては、本報告書の【1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】をご参照ください。

当社の経営理念は、スピリットベンチャー宣言が根底にあります。当社親会社であるGMOインターネット(株)は、「日本を代表する総合インターネットグループへ」というコーポレートステートメントを掲げ、「インターネットの便利さ、楽しさ、可能性を、一人でも多くのかたに届けたい」という思いのもと、1995年以来、インターネットに関するさまざまなサービスを展開しております。また、同社が創立以来培ってきた精神を表すスピリットベンチャー宣言は、GMOインターネットグループ役員へ様々な方法にて周知・共有を図っております。

スピリットベンチャー宣言につきましては、同社のホームページをご参照ください。

(<https://www.gmo.jp/company-profile/concept/sv/>)

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書の【1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】をご参照ください。

#### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬につきましては、株主総会から委任を受けた取締役会が、当社の業績に連動した報酬テーブルに応じて自動的に定まる額を基準に、各取締役に対して毎期設定される定量的・定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果を加味した上で決定しております。また、取締役以外の経営陣幹部の報酬につきましては、人事制度に定められている基準に基づき、各経営陣幹部に対して毎期設定される定量的・定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果を加味した上で決定しております。

#### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、本報告書【2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況】2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）をご参照ください。

### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、法令又は定款に定められた事項、株主総会決議により委任された事項、その他当社グループの経営方針や経営戦略等の重要事項の意思決定、並びに、当社及び当社グループ全体の業務執行の監督を行っております。

取締役会への具体的な付議基準として、取締役会規則、職務権限基準表及び稟議決裁一覧表により、金額基準、決裁事項基準等を定めており、意思決定する範囲を明確化しております。取締役会が決定する事項以外の意思決定につきましては、稟議規程その他の社内規程に定めた基準に従い、代表取締役等に委任しております。

### 【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬】

当社は、取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主・投資家と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入しております。現在は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株式報酬の割合を設定は行っておりませんが、より適切なインセンティブとしての経営陣の報酬のあり方につきましては、引き続き検討してまいります。

### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社においては、現在取締役13名のうち2名が社外取締役として選任されております。また当該2名の社外取締役は独立役員に指定されております。

社外取締役につきましては、本報告書の【2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況】1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】をご参照ください。

### 【補充原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、社内取締役の選任に当たっては、当社独自の基準及び選定方法に基づき、各取締役相互、及び管理職による360度評価制度を基に総合判断し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、そして多様性のとれた構成を実現しております。また、当社は、グループ経営のための知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保しつつ、実質的な議論を行うための取締役の人数として、13名以内が適切であると考えており、その旨定款に定めております。なお、現在は、13名の取締役を選任しております。

### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集ご通知の参考書類、事業報告や有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、経営のプロフェッショナルたる各役員が各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としており、取締役会における詳細な議論を通じて、知識・能力の深化・共有を図っております。

また、新任役員につきましては、役員として必要な知識を習得するため、適宜外部セミナー等を活用することとしております。

【原則5ー1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上のためには、株主・投資家との間で継続的かつ建設的な対話を実施し、当社の状況について経営トップの理解と資本市場からの理解との間に齟齬を作らないことが重要と考えております。かかる対話の実現のため、IR担当取締役を中心としたIR体制を構築し、株主・投資家との対話の場を設けております。また、株主・投資家との対話に当たっては、経営トップが自らの言葉で説明を行い、質疑応答に対しても経営トップ自らが回答することを基本方針としております。

(2) 株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

株主・投資家との対話につきましては、IR担当取締役が統括するとともに、IR担当部署である「企業価値創造戦略 統括本部 IR室」を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。

(3) 個別面談以外の対話の手段

四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、経営トップ自らが説明を行い、質疑応答に対しても経営トップ自らが回答することを基本方針としております。また、会場にお越しになれないアナリスト・株主・投資家に対しては、決算説明会の動画を、ホームページに掲載しております。さらに、個人投資家に対しては、原則半期毎に、説明会を行う方針としております。

(4) フィードバックのための方策

株主との対話を通じて把握された意見・懸念等は、IR担当取締役が、定期的に経営陣・関係者に報告し、適宜必要な対応を行っております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話の際には、当社の情報開示方針に基づき、情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しております。情報開示方針は、当社ホームページに掲載しております。

(<https://corp.gmo-pg.com/ir/policy/release-policy/>)

## 2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                                                                                       | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| GMOインターネット(株)                                                                                                | 19,186,100 | 51.64 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)                                                                                     | 2,072,500  | 5.57  |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)                                                                                       | 1,509,700  | 4.06  |
| (株)三井住友銀行                                                                                                    | 1,250,800  | 3.36  |
| 相浦一成                                                                                                         | 1,000,100  | 2.69  |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)                                                 | 568,500    | 1.53  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REIEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY AC COUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | 509,000    | 1.37  |
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)                                          | 493,778    | 1.32  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)                                        | 365,400    | 0.98  |
| 第一生命保険(株)                                                                                                    | 346,000    | 0.93  |

|                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 <span>更新</span> | ——                               |
| 親会社の有無                          | GMOインターネット(株) (上場:東京) (コード) 9449 |

|                      |
|----------------------|
| 補足説明 <span>更新</span> |
|----------------------|

上記の【大株主の状況】は、平成28年9月30日時点の株主名簿の状況であります。

## 3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部          |
| 決算期                 | 9 月             |
| 業種                  | 情報・通信業          |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満   |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
|                     |                 |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の支配株主はGMOインターネット(株)であり、当社の親会社でもあります。

当社グループは、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

具体的には、定期的に第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会に報告することとしております。

また、親会社等のグループ会社とのその他の取引につきましては、少数株主の保護の観点から原則として行わない方針ですが、仮に企業価値の向上などの観点から当該取引を行うこととなった場合においては、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などからさらに慎重に検討して実施してまいります。具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

また当社グループの営業取引における親会社等のグループへの依存度は低く、一部を除いてはそのほとんどは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 <span>更新</span> | 13 名   |
| 定款上の取締役の任期                 | 1 年    |
| 取締役会の議長                    | 社長     |
| 取締役の人数 <span>更新</span>     | 13 名   |
| 社外取締役の選任状況                 | 選任している |
| 社外取締役の人数                   | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数     | 2 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小名木 正也 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |
| 佐藤 明夫  | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                             | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小名木 正也 | ○    | (株)エムティーアイ社外取締役、あおぞら信託銀行(株)代表取締役会長                       | 当社では、親会社や兄弟会社・大株主企業・主要な取引先の出身者でなく、かつ当社事業環境に造詣の深い方や専門性の高い方に、社外取締役として独立した立場から監督いただいております。<br>日本アイ・ビー・エム(株)で取締役副社長を務めた経歴を有しており、当社と係わりのある金融関連、サービス事業において第一線で活躍され、最終的にはすべての営業部門を統括したその経験と幅広い知識を当社の経営に生かしていただくため小名木氏を独立役員に指定しております。 |
| 佐藤 明夫  | ○    | 佐藤総合法律事務所弁護士、(株)ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役、(株)東京TVフィナンシャルグループ | 当社では、親会社や兄弟会社・大株主企業・主要な取引先の出身者でなく、かつ当社事業環境に造詣の深い方や専門性の高い方に、社外取締役として独立した立場から監督いただいております。                                                                                                                                       |



|  |  |                                       |                                                                       |
|--|--|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|  |  | 社外取締役、(株)きらやか銀行社外取締役、あおぞら信託銀行(株)社外取締役 | 弁護士としての幅広い知識と経験をもとに、業務の専門家として当社の経営に対する助言及び意見をいただくため佐藤氏を独立役員に指定しております。 |
|--|--|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 監査役会の設置の有無              | 設置している |
| 定款上の監査役の数               | 5 名    |
| 監査役の数 <small>更新</small> | 4 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期毎に開催する会計監査人から監査役(監査役会)への報告会において会計監査人の監査結果を含め意見交換をするとともに、期中監査結果においても必要に応じて両者間の意見交換を実施して連携を図っております。  
また当社では、内部監査室を設置し、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しております。  
なお、監査役との連携状況につきましては、半期毎に内部監査室から監査役(監査役会)へ内部監査結果を報告するとともに、継続的定例監査項目等につきましては、その結果を適宜、常勤監査役へ報告して連携を図っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 池田 和夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 吉田 和隆 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」  
a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d 上場会社の親会社の監査役  
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                |
|-------|----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池田 和夫 | ○        | ——           | 当社では、親会社や兄弟会社・大株主企業・主要な取引先の出身者でなく、かつ当社事業環境に造詣の深い方や専門性の高い方に、社外監査役として独立した立場から監督いただいております。<br>企業経営者の見地から、当社の監査体制に生かしていただくため池田氏を独立役員に指定し |

|       |   |           |                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |   |           | ております。                                                                                                                                                                                                       |
| 吉田 和隆 | ○ | (株)JSOL顧問 | <p>当社では、親会社や兄弟会社・大株主企業・主要な取引先の出身者でなく、かつ当社事業環境に造詣の深い方や専門性の高い方に、社外監査役として独立した立場から監督いただいております。</p> <p>日本アイ・ビー・エム(株)の執行役員、(株)JSOL執行役員等の要職を歴任され、人格・識見ともに高く、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査を期待できることから、吉田氏を独立役員に指定しております。</p> |

## 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 4 名 |
|---------|-----|

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

|                                             |              |
|---------------------------------------------|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <small>更新</small> | 業績連動型報酬制度の導入 |
|---------------------------------------------|--------------|

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主及び投資家の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

本制度は役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用した、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬となります。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 <small>更新</small> |  |
|-----------------------------------|--|

### 該当項目に関する補足説明 更新

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役9名(社外取締役を除く)の報酬等の総額(基本報酬・賞与・業績連動型株式報酬) 329,228千円(平成28年9月期末実績)

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬(賞与を含む)につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、貢献度と当社における役割をベースに審議し、会社の業績等を勘案して決定しており、決定方法は、取締役にしましては取締役会の決議によるものであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事前に取締役会議案や関係書類などを提出しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、独立役員である社外取締役2名を選任し、独立した立場で助言及び意見をいただくとともに、常勤取締役を監督する体制を採用しております。監査役会の構成人員も社外監査役2名を含む4名体制とし、内部監査室・会計監査人と連携をとりながら監査する体制を構築しております。

また、重要な業務執行の決定や取締役の報酬決定などの重要事項、及びガバナンス強化のための決定事項は、全て前述に記載の取締役で構成する取締役会にて決定しております。なお取締役会などの具体的な体制は以下のとおりであります。

#### 取締役会

当社は取締役会は、平成28年12月18日現在、取締役13名（うち、社外取締役2名）で構成されており、毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行うことで基本事項について決定し、当社取締役及び子会社取締役の職務の執行を監督しております。なお月次決算につきましては、毎月1回の定時取締役会において、予算と実績の比較検討を行い迅速な経営判断に役立てております。取締役候補者の指名に関しては、各取締役相互、及び管理職による360度評価制度を基に総合判断し、株主総会に諮っております。報酬に関しては、貢献度と当社における役割をベースに審議し、決定しております。

#### 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、平成28年12月18日現在、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会及びその他の重要な会議等へ出席し取締役の業務執行を監督しております。監査役会は月1回の定例開催と必要に応じた臨時開催を行っております。なお、監査役である飯沼孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役監査につきましては、監査方針・監査計画に従い取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し適法性を監査しております。監査役は、内部監査室及び会計監査人からの報告及び説明を受ける等、相互連携強化を図り監査の強化に努めております。

#### 内部監査

当社では、内部監査室を設置し、2名が会社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しております。内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務運営・会社財産の保全・管理状況及び適正な財務諸表等の作成状況の実態を調査し、諸法令・定款及び社内規程への準拠性を確かめることにより、経営の合理化・効率化と業務の適正な運営のための内部統制が、適切に構築・運用されていることを確かめることにあります。

#### リスク管理委員会

当社グループはリスク管理を効果的かつ効率的に実施するためにリスク管理委員会を設け、随時委員会を開催し、リスク管理の状況を適宜当社取締役会及び監査役会に報告しております。

また、リスク管理体制に関して、当社グループでは、当社代表取締役社長を中心に全部室の所属長及び子会社取締役をリーダーとして当社グループ全社でリスク管理に取り組んでおります。

リスク管理は企業価値を維持・向上する仕組みであるとの認識の下、コストと効果の関連等の経営的視点から移転・低減・回避・保有等を判断しております。

#### 監査法人

会計監査につきましては、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し監査契約を締結し、独立した立場から公正妥当な会計監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

平成28年9月期における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係わる補助者の構成は、以下のとおりであります。なお継続監査年数につきましては、7年未満のため記載しておりません。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員 中塚 亨  
指定有限責任社員 業務執行社員 高橋篤史
- ・監査業務に係わる補助者の構成  
公認会計士12名、その他11名

#### 役員報酬・監査報酬の内容（平成28年9月期実績）

##### 〔役員報酬〕

取締役8名 279,228千円（社外取締役を除く）  
監査役2名 13,752千円（社外監査役を除く）  
社外役員4名 29,260千円

##### （注1）

平成28年9月末時点における人員数は取締役12名、監査役5名であります。上記の支給人員との相違理由は、無報酬の取締役2名、監査役1名が存在しているところによるものであります。

##### （注2）

報酬の金額は基本報酬・賞与の総額であり、業績連動型株式報酬は除きます。

##### 〔監査報酬〕

監査証明業務に基づく報酬の金額 24,000千円  
非監査業務に基づく報酬の金額 3,120千円

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務執行状況の厳格化、経営者の説明責任の確保、並びに経営者の統制機能へのガバナンス強化のため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員である社外取締役2名を選任し、独立した立場で助言及び意見をいただくとともに、常勤取締役を監督しております。また、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成するとともに、取締役会及びその他の重要な会議等へ出席し取締役の業務執行を監督しております。

社外取締役や社外監査役の参画により取締役会及び監査役会の一層の活性化を図り、取締役会等を充実させることによりコーポレート・ガバナンスの更なる強化が可能であるため、当体制をとっております。



### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                                       | 補足説明                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                         | 議決権行使の円滑に向けて、株主様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努め、法定期日より前(株主総会開催日2週間以上前)に発送するとともに、発送日前に、当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。                                        |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                       | 9月決算であるため12月の株主総会となっており、6月の総会集中日は回避されています。                                                                                                                      |
| 電磁的方法による議決権の行使                                        | 当社は定時株主総会においてインターネットによる議決権行使を認めております。                                                                                                                           |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>境向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームは利用しておりませんが、今後の株主構成等の状況を勘案しながら、導入について検討してまいります。                                                                                                  |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                       | 当社は、招集ご通知(要約)の英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。                                                                                                                          |
| その他                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会会場の選定において、株主様が出席しやすいJR他、どの路線の「渋谷駅」からも徒歩10分の会場を選定しております。</li> <li>株主総会の開催は、特に個人株主の皆様がより参加いただけるよう週末としております。</li> </ul> |

#### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                       | 代表者自身<br>による説明<br>の有無 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 「情報開示方針」をホームページに掲載しております。                                                                  |                       |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 原則半期毎に実施しております。                                                                            | あり                    |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会、及び1on1の機関投資家説明会を実施しております。                                         | あり                    |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 北米、欧州、アジアにおいて、定期的に海外機関投資家を訪問し、個別面談を行っております。                                                | あり                    |
| IR資料のホームページ掲載           | IR活動に合わせ、随時更新しております。 <a href="https://corp.gmo-pg.com/ir/">https://corp.gmo-pg.com/ir/</a> |                       |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IRを担当する「企業価値創造戦略統括本部 IR室」を設置しております。                                                        |                       |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|     | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | <p>&lt;ダイバーシティ&gt; 当社では、会社は人を育てる場であるとの方針を打ち出し、年齢・性別・国籍・学歴等を問わず人材を登用する人事制度を導入するとともに、常勤役員等から構成される人事戦略委員会を設置し、優秀な人材確保の施策案を週1回の定期開催の中で検討し実践しております。</p> <p>&lt;福利厚生&gt; 福利厚生では、女性社員の働きやすい環境を整備するべく職場の近くに託児所を完備するほか、マタニティ休暇・学資保険援助手当等の制度を導入しております。さらに、親孝行手当など当社特有の福利厚生の導入を実施しております。</p> <p>&lt;女性の登用状況&gt; 当社は、内部監査室の室長、システム本部サービス業務部の部長、コーポレートサポート本部の部長、請求精算室の室長に女性を登用しております。</p> |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、経営の健全性・適切性の確保及び社会的負担に応えるため、経営者が企業内の業務の適正を確保するための体制を構築し、経営の過程で生じる恐れのある不測の事態がもたらす経営への影響を最小限に止めることが重要と考えております。さらに内部統制システムの強化維持が中長期的な当社グループの企業価値向上に資する重要な要素であると捉え、着実に体制整備を進めると共に、運用状況を定期的かつ継続的に把握・評価の上、適宜改善する等その充実に積極的に取り組むことが重要と考えております。

前述の考えに基づき、当社グループにおいては、「内部統制」を4つの目的（業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）達成のため、6つの要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）にて構成される「経営者が業務執行組織を統制する仕組み」と定義し、コーポレート・ガバナンス体制下において、経営者が企業内の業務の適正を確保するための体制を構築し運用しております。

具体的には、平成18年5月に会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システムの基本方針について」を制定後、以下のとおり内部統制システム体制を整備・運用し、今後も定期的に見直し・改善をしております。

#### <業務の適正を確保するための体制の概要>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 内部管理態勢の確立及び整備に関する体制

当社グループでは、業務運営態勢の維持及び向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要であることに鑑み、内部管理態勢を確立及び整備することを経営上の最重要課題と位置付ける。

また、コーポレートサポート本部は、各部門に対し、適切な業務運営を確保するために必要なモニタリング及び検証を行うと共に、必要に応じて適切な業務運営のための改善策を作成し、各部門に提供する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、社内規程に基づき、文書等の適切な管理及び保管を行う。監査役及び内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧及び謄写を行うことができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、リスク管理に関する規程等を充実させ、リスクカテゴリー毎の責任部署において、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化すると共に、内部監査室が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各取締役の管掌部署を明確にし、毎期部署毎に目標設定を行い、毎月当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を通して目標の達成のレビュー及び結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

#### (5) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、役職員行動規範及びコンプライアンス体制に係る規程を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えと共に、内部監査室がコンプライアンスの状況を監査することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。当社グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。また、従来からコーポレートサポート本部が担当窓口となり、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

#### (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、親会社が主催する企業グループ全社の社長をメンバーとした会議に月4回出席し、経営活動について報告すると共に、当社グループにおいて親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けることにより当社グループの業務の適正を確保する。また、当社子会社へは、当社より取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の状況について把握すると共に、当社内部監査室による内部監査を実施することにより業務の適正を確保する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社グループでは、監査役がその職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査役の業務補助のために、監査役スタッフを置くこととする。

#### (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社グループでは、監査役スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとする。また、前号の使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性を確保することとする。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループでは、監査役が取締役会はもとより重要な会議へ出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等とその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握している。当社の取締役または使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査並びに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けると共に、情報交換を図り連携体制を構築している。

#### (10) 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

[1] 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととする。

[2] 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができるものとする。

#### (11) 当該監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループでは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

#### (12) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打合わせを設けている。

### (13)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループでは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に  
行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

平成28年9月期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### (1)リスク管理に対する取り組み

リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価のうえ、期初である平成27年11月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の管理策  
を検討しました。以後、四半期毎にリスク管理活動のモニタリングを実施することでリスク管理を徹底しました。

#### (2)職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を  
毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績のレビューを行いました。

#### (3)コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信すると共に、当社グループの役職員を対象としたコンプライ  
アンス研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

#### (4)監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。  
また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

### リスク管理及びコンプライアンス体制について

リスク管理体制に関して、当社グループでは、当社代表取締役社長を中心に全部室の所属長及び子会社取締役をリーダーとして当社グループ  
全社でリスク管理に取り組んでおります。リスク管理は企業価値を維持・向上する仕組みであるとの認識の下、コストと効果の関連等の経営的視  
点から移転・低減・回避・保有等を判断しております。

また当社取締役会で決議した内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社グループではリスク管理に関する規程等を充実させ、内  
部監査室が各部室及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社取締役会に報告する体制を構築しております。

さらに当社代表取締役社長が当社グループ従業員に対してリスク管理の重要性を常に説いておりますが、内部監査室が内部統制システム構築  
を主導しており、内部統制の主軸をリスク管理と捉え各部室会議において内部統制構築のみならず、リスク管理(リスクプロファイル、リスクコント  
ロール)の重要性及び方法を共有し、当社グループ全従業員がリスク管理への意識を高めるべく啓蒙活動を行っております。

コンプライアンス体制に関して、当社グループでは、コンプライアンスの対象をa. 法令等、b. 倫理・社会規範、c. 諸規程・規則、手続等、d. 経営  
ビジョン等と捉え、法令の遵守を含めた『社会的要請への適応』(いわゆるフルセットコンプライアンス)であるとの認識の下、グループ全従業員に  
対してコンプライアンス遵守意識の向上を図っております。

平成28年9月期においては前述の周知徹底のみならず、コーポレートサポート本部が主体となり全従業員を対象としたコンプライアンス教育プロ  
グラムを構築・実践し、従業員の理解度・達成度について内部監査室によるモニタリングを受け、理解度及び職位に応じたステップアップ教育を  
行っております。

また内部監査室は年間の監査計画の下、関連法規・定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、改善を要求する状況が確認された場合には  
是正措置を講じた上、是正状況についても引き続き確認を行ってまいります。

なお社内においてコンプライアンス違反と思われる事例が発生した場合につきましては、通常の指揮命令系統に基づく報告体制のみならず、内  
部通報体制を構築・運用しております。

### 情報管理体制について

情報セキュリティに関して、全般的な責任を持つ情報セキュリティ管理責任者を設置しております。この情報セキュリティ管理責任者は、セキュリ  
ティ上の事故や問題を起こさぬよう、情報セキュリティの構築・運用に関して組織を指導し管理する責任を持っております。

また全社レベルの情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対策を迅速に実施できるようにするために情報セキュリティ委員会を設置して  
おります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、当社グループの行動指針において反社会的勢力との関係排除を掲げております。万一、反社会的勢力からの接触の疑いのあ  
る事象が発生した際においても十分に対処できるよう、基本的にはコーポレートサポート本部が担当窓口となり必ず複数人で対応することとして  
おります。具体的な対応方法につきましては、コーポレートサポート本部及び常勤役員へ緊急報告をすると共に警察・弁護士等専門家と連携し適  
切な対応を行う体制を構築し、反社会的勢力との関係排除に努めております。また実際に反社会的勢力と関わりのある相手先との取引を回避す  
るために、当社サービスを申込みいただく際はお客様の事務所へ訪問し対面することを原則とし、企業信用調査会社等の外部ツールを利用して  
全案件に対して確認を行っております。

さらに、平成20年4月1日には社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会並びに渋谷地区特殊暴力防止対策協議会へ加入し、連絡会・研修  
会等に積極的に参加して情報の入手方法の拡大を図っております。渋谷警察署とも連携を深め、不信なダイレクトメールや電話があった場合は、  
即座に同署への問合せを行うこととしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

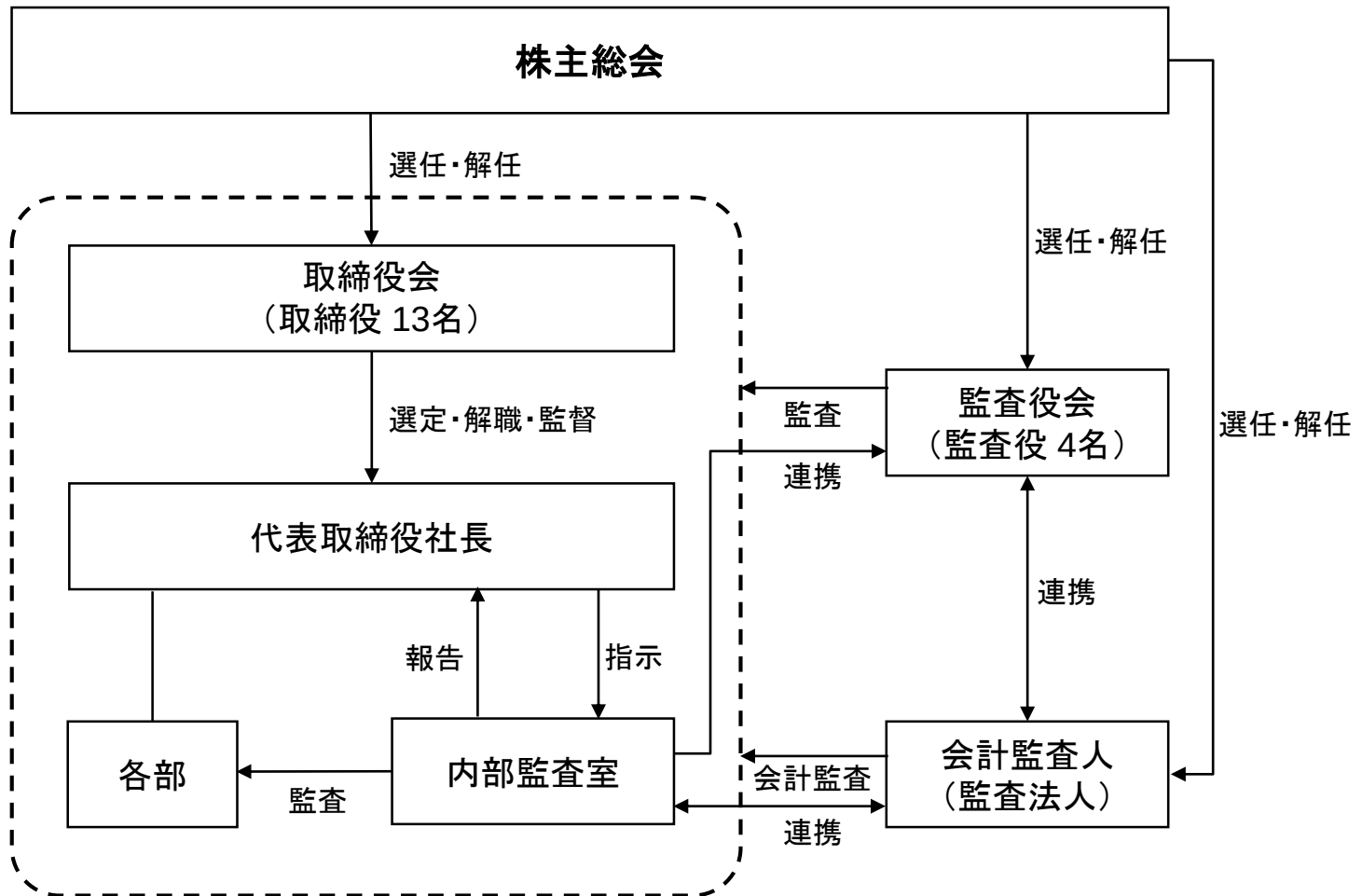
買収防衛に関しては、主に金融収益のみを目的とした買収者からの買収提案の可能性は低いと想定しており特に導入しておりません。しかしながら当社事業そのものに興味を持つ戦略的目的の買収者からの何らかの資本政策上の提案の可能性は否定できないため、提案される資本政策の妥当性の可否を判断するために、買収防衛策の前提となる第三者委員会を設置する等、買収防衛策の導入を検討する可能性はあります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループはリスク管理を効果的かつ効率的に実施するためにリスク管理委員会を設け、随時委員会を開催し、リスク管理の状況を適宜取締役会及び監査役会に報告しております。当社では社団法人日本クレジット協会へ加入し、同協会で義務化されている個人情報保護指針に基づく個人情報管理の運用を実施しているほか、プライバシーマークを取得するなど万全な体制を整備しております。

また、リスク管理体制強化の一環として、当社事業所全てを対象範囲として、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISO/IEC 27001:2013(国内規格JIS Q27001:2014)への適合認証を、上場決済代行サービス会社として初めて取得しているほか、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際クレジットカードブランド5社が共同で策定した、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準PCI DSS Ver3.1に完全準拠しております。当社グループは、今後も定めたセキュリティポリシーに従って、管理策の定着と改善のための社内教育・監視体制等を徹底し、信用の維持と向上に努めることで、より良いサービスの提供に努めてまいります。

## 「コーポレート・ガバナンス体制」





# 「適時開示体制の概要」

